

相続で悩まない！

よくある不安10選と
安心に変えるステップ



目次

- ① 何から手をつければいいのか分からない …… 1
- ② 相続税がいくらかかるのか想像できない …… 2
- ③ 家族や親族と揉めるのではないかと …… 4
- ④ 不動産をどう分けたらいいか分からない …… 6
- ⑤ 専門家に頼むと費用が高いのでは …… 9
- ⑥ 遺言書が見つからない／不十分かもしれない …… 11
- ⑦ 金融資産がどこにどれだけあるか把握できていない …… 13
- ⑧ 相続手続きの期限に間に合わないかもしれない …… 16
- ⑨ 名義変更や登記のミスで後からトラブルになるのでは …… 19
- ⑩ 自分の老後資金に影響しないか …… 21

相続で悩まない！よくある不安 10 選と“安心”に変えるステップ

① 何から手をつければいいのか分からない

「相続の手続きって、いったい何から始めたらいいんだろう？」

これは、相続を経験する方がまず最初に感じる不安のひとつです。誰に相談すればいいのか、どこに行けばいいのか、どんな書類が必要なのか…。相続の現場では、こうした“全体像が見えない”ことが、漠然とした不安やプレッシャーにつながります。

相続の手続きは、一言でいうと「やるべきことの多さ」に驚かされます。たとえば、死亡届の提出、年金の停止手続き、銀行口座の凍結解除、遺産分割協議書の作成、相続税の申告…。

しかも、それぞれに「期限」や「必要書類」があり、関係する役所や機関もバラバラです。

こうした“点”の情報だけを見ていると、どこから手をつけていいか分からなくなるのも当然でしょう。

だからこそ、まずは「相続の全体像」を把握することが大切です。相続の流れを一枚のマップのように俯瞰できる資料を見て、ゴールまでの道筋を確認しましょう。具体的には、「①死亡から葬儀」「②相続人の調査と確定」「③財産の把握」「④遺産分割協議」「⑤名義変更や相続税の申告」というステップに分けられます。この流れを知るだけで、「今、何をすべきか」「次に何を準備すべきか」がクリアになります。

そして、実際の“最初的一步”として私たちが最も大切だと考えるのが、次の2つです。

1つ目は「戸籍集め」。

相続人を確定するためには、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの戸籍謄本を取り寄せる必要があります。これは、相続人の範囲を正確に確認するための法的な手続きであり、相続の土台となる作業です。意外と時間がかかる場合があるため、早めの着手がポイントです。

2つ目は「財産リストの作成」。

不動産、預貯金、有価証券、保険、負債など、被相続人の財産の“棚卸し”を行いましょう。すぐに全てを把握するのは難しいかもしれませんが、「分かる範囲」で大丈夫です。銀行通帳や証券会社の取引明細、保険証券、固定資産税の納税通知書など、手がかりになる資料を一か所に集めていくと良いでしょう。

「全体像の把握」と「最初の2つのステップ」。

この2つを意識するだけで、相続の“霧”が少しずつ晴れていきます。

不安は「知らないこと」から生まれます。だからこそ、まずは“知ること”が、安心への第一歩です。

② 相続税がいくらかかるのか想像できない

「相続税って、いったいいくらかかるんだろう？」

相続について考え始めたとき、多くの方が最初に感じるのがこの不安です。そもそも自分た

ちに相続税がかかるのか、かかるとしたらどれくらい負担することになるのか——。この

“見えない金額”が、相続の大きなプレッシャーとなってしまいます。

まず知っておいてほしいのは、「相続税がかかるのは一部の人だけ」という事実です。実は、相続税には“基礎控除”という仕組みがあり、一定額以下の遺産には税金がかからないのです。

この基礎控除は、

「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数」

という計算式で求められます。

たとえば、相続人が配偶者と子ども 2 人なら、

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

となります。この場合、遺産総額が 4,800 万円以下であれば、相続税の申告や納税は必要ありません。

「えっ、そんなに高いハードルがあるなら、うちは大丈夫かも」と思われた方もいるかもしれませんが。しかし注意したいのが、相続税の対象になる“遺産の範囲”です。相続税の計算では、現金や預貯金だけでなく、不動産（自宅や土地）、有価証券、生命保険金（一部）、さらには贈与を受けた財産も含まれます。

「現金はそんなにないから大丈夫」と思っている、評価額の高い土地やマンションを所有していると、基礎控除を超えてしまうケースも少なくありません。

「結局、自分の家は相続税がかかるの？」

これをざっくり知るためにおすすめなのが、**シンプルな“試算”**です。

まずは手元にある資料で、財産の種類と大体の金額をリストアップしてみましょう。固定資産税の通知書に記載されている評価額、通帳残高、証券の残高報告書などが手がかりになります。

こうした数字を合計し、先ほどの基礎控除の金額と比べてみる。それだけでも、「かかりそうか、かからなさそうか」の目安が見えてきます。

「もし相続税がかかりそうなら？」

そのときは、早めに専門家に相談するのが安心です。相続税は「申告期限が 10 か月以内」というタイムリミットがあります。亡くなった後に慌てて準備するのではなく、できれば生前のうちから「財産の見える化」と「おおよその税額把握」を進めておくことが、家族にとって大きな負担軽減につながります。

相続税の不安は、“分からない”からこそ大きく感じます。

まずは簡単な試算から、ぜひ始めてみてください。

③ 家族や親族と揉めるのではないか

「相続って、結局“揉める”ものなんですか？」

相続の相談を受けていると、こうした声をよく耳にします。実際、相続が“争続”に発展する

ケースは珍しくありません。たとえ家族仲が良く見えても、いざお金や財産が絡むと、意見や感情の対立が起きやすくなるのが現実です。

では、なぜ揉めるのでしょうか。

大きな理由のひとつは、**「相手はどう考えているか分からない」**ことにあります。

「お兄ちゃんは当然家を継ぐと思っているだろう」

「妹はお金がもらえれば満足だろう」

こんな“思い込み”が、実際には真逆だったりします。話し合いの場になって初めて、「そんなふうには考えていたの?」「私は納得できない」と感情がぶつかり合い、争いに発展してしまうのです。

もうひとつの理由は、**「公平と平等のズレ」**です。

法律上の“法定相続分”は、あくまで形式的な平等を示しています。しかし、親の介護を一手に引き受けてきた人や、同居して生活を支えてきた人がいると、「私のほうが多くもらって当然」という感情が生まれます。一方、離れて暮らしていた兄弟姉妹からすると、「法律通りでいいじゃないか」という考えが強くなる。ここに“正しさ”の違いが生まれ、溝が深まってしまうのです。

こうした対立を防ぐためには、**「話し合いの場を持つ」ことがとても大切です。

ただし、「お金の話をすると気まずくなる」「親に話を切り出しにくい」と感じる方も多いでしょう。そんなときは、“相続について情報を共有する場”**として、形式ばらない「家族会

議」から始めてみてください。

たとえば、「今の財産の状況ってどうなっているの?」「家の名義は誰になっているの?」と

いった情報共有から始め、財産の話に直接入らずに、現状の“見える化”を目的にするのです。

これなら、いきなり分け前の話になるわけではないので、比較的話しやすくなります。

そして、話し合いの中で出てきた内容は、**「共有メモ」**としてまとめておきましょう。

親の意向、兄弟姉妹の意見、希望や不安…。話したことを書面にして残しておくことで、「言った・言わない」の行き違いを防ぐことができます。また、メモがあることで、専門家に相談する際にも状況をスムーズに説明できます。

「うちは大丈夫」と思っている、相続は**“人の気持ち”が動く瞬間**です。

だからこそ、感情が揺れ動く前に「話し合い」「情報共有」の機会を持つことが、円満相続の第一歩となります。

“揉めない相続”は、自然に訪れるものではありません。家族での対話の積み重ねが、その土台をつくるのです。

④ 不動産をどう分けたらいいかわからない

「親の財産の大部分が自宅や土地なんだけど、これってどうやって分けたらいいの?」

相続の相談で非常に多いのが、不動産の分け方に関する悩みです。現金や預貯金であれば数

字で分けられますが、不動産は「物」そのもの。相続人が複数いれば、簡単に“きれいに半分”とはいきません。

不動産の分け方には、大きく 4 つの方法があります。

1 つ目は「現物分割」。

不動産をそのまま分ける方法です。たとえば「兄が家、弟が畑」というように、財産を“物そのもの”で分けます。ただし、土地や家が 1 つしかない場合には分けられず、この方法が難しいこともあります。

2 つ目は「代償分割」。

家を相続する人が、他の相続人に“代償金”を払う方法です。たとえば「長男が家を相続し、他の兄弟には現金を支払う」といった形です。家を引き継ぎたい人がいる一方で、他の相続人も公平な取り分を求める場合に使われます。ただし、代償金を用意できる資金力が求められる点に注意が必要です。

3 つ目は「換価分割」。

不動産を売却し、売却代金を相続人で分け合う方法です。公平に“お金”として分けられるメリットがありますが、家を残したい人にとっては不満が残る場合も。また、売却のタイミングや価格によっても事情が左右されます。

4 つ目は「共有」。

不動産を相続人全員で共有名義にする方法です。一見、平等な分け方に見えますが、将来的

に売却や建て替えをする際、全員の合意が必要になるなど、後々のトラブルの火種になるケースも少なくありません。共有を選ぶ場合は、管理方法や将来の方針について事前にしっかり話し合っておく必要があります。

こうした選択肢がある中で、どの方法が「正解」かは家庭によって異なります。

「家を誰が住み継ぐのか」

「公平性と納得感をどう両立させるか」

「感情的な思い入れと経済的な価値のバランスをどう取るか」

この“価値と感情の整理”が、不動産相続の一番のカギなのです。

だからこそ、まずは「家族が何を大切にしているか」を話し合うところから始めてみてください。

「この家に住み続けたい人はいる？」

「売るとしたら、いつ・いくらぐらいで？」

「共有名義にしたら、将来どんな問題が起きる？」

こうした問いを家族で共有することが、納得感のある解決への第一歩になります。

不動産は「モノ」であると同時に「家族の思い出や歴史」でもあります。

数字だけでは測れない気持ちの部分も含めて、家族で話せる時間を持つことが、後悔のない選択につながります。

⑤ 専門家に頼むと費用が高いのでは

「専門家に相談したいけれど、費用がどれくらいかかるのか分からなくて不安…」

相続の相談を考えると、よく聞かれるのがこの心配です。相続は一生に何度も経験するものではないので、「相続税の申告には何十万円もかかる?」「遺産分割協議書の作成だけで高額な報酬が必要?」といった“お金にまつわる漠然とした不安”を抱える方が少なくありません。

たしかに、弁護士や税理士、司法書士などの**士業の専門家**に依頼すると、ある程度の費用は必要です。ただし、その内容や金額は業務の範囲や地域、依頼先によって大きく異なります。

たとえば、

- ・ 相続税の申告報酬：30 万円～70 万円程度
- ・ 遺産分割協議書の作成：5 万円～20 万円程度
- ・ 相続登記の手続き：5 万円～10 万円程度

(※財産の規模や内容によって変動)

といった相場が一般的です。中には「成功報酬型」や「定額パックプラン」を設定している事務所もあります。

ここで大切なのは、**「何を頼むのか」「どこまで頼むのか」**を自分たちで決めることです。

すべてを丸投げする必要はありません。自分たちでできる部分は家族で進め、難しい部分だけ専門家にピンポイントで依頼する、という方法も可能です。たとえば、「遺産分割協議は家族で話し合えたので、申告だけ専門家に頼む」といった具合です。依頼内容を限定することで、費用を抑えながら必要なサポートを受けることができます。

さらに最近では、**無料相談を実施している事務所や専門家**も多くあります。

「初回相談 1 時間無料」「相談だけなら無料、実務を依頼するときに費用が発生」など、まずは話を聞いてもらえる場が用意されています。無料相談を活用することで、自分たちの状況にどんな手続きや費用が必要なのかを事前に把握することができます。

また、相続は税理士、司法書士、弁護士、行政書士、そして私たちのような**ファイナンシャルプランナー（FP）**など、複数の専門家が関わる領域です。それぞれの得意分野が違いため、1 つの事務所・1 人の専門家に相談するよりも、**複数の専門家が連携して対応してくれる窓口**を選ぶのも安心です。

「税金のことは税理士」「登記のことは司法書士」「全体の資産設計や家族の意向調整は FP」というように、専門性を生かしたチーム体制でサポートしてくれるサービスも増えています。

大切なのは、「どこに、どのくらいの費用がかかるのか、事前に知ること」。

「高いかもしれないから頼まない」のではなく、「高いか、安いかをまず確認する」という姿勢で動いてみましょう。複数の事務所に見積もりを取る「相見積もり」も、費用を比較す

るうえで有効です。

“費用が高いのでは”という不安も、情報が見えてくると自然に小さくなります。

まずは無料相談や見積もり依頼から、気軽に一歩を踏み出してみてください。

⑥ 遺言書が見つからない／不十分かもしれない

「うちの親、遺言書ってちゃんと残してくれてるのかな…」

相続の準備を考えたとき、多くの方がふと不安になるのが“遺言書”についてです。

「書いてあるはず」と聞いていたのに、いざという時に見つからない。

「見つかったけど、この内容で本当に有効なの？」

そんなケースは決して珍しくありません。

まず知っておきたいのは、**「遺言書があっても、要件を満たしていなければ無効になる

ことがある」**という点です。

特に自筆で作成した遺言書の場合、

- ・全文が本人の自筆であること
- ・日付、氏名、押印があること

など、法律で決められた条件をすべて満たしていなければ、効力が認められません。

「内容はしっかり書いてあるのに、日付が抜けていて無効になった」という例もあります。

さらに、遺言書の内容自体があいまいだったり、相続人の誰かに偏りがあり、他の家族が納得できない場合、遺留分（最低限の取り分）をめぐるトラブルになることもあります。

「遺言書があるから大丈夫」ではなく、「遺言書の中身と保管方法にも気を配る必要がある」のです。

では、遺言書が見つからない場合はどうすればいいのでしょうか。

まずは、家の中で思い当たる場所を探しましょう。

- ・書斎の引き出し

- ・金庫

- ・仏壇の引き出し

- ・銀行の貸金庫

など、意外なところにしまわれていることもあります。

それでも見つからない場合、法務局の「遺言書保管制度」を確認してみてください。

2020 年からスタートしたこの制度では、本人が作成した自筆証書遺言を法務局で保管することができ、相続発生後に相続人が申請すれば内容の確認ができます。

もし保管制度の利用がなければ、公正証書遺言を作成していた可能性もあります。公証役場に問い合わせることで、遺言の有無を調べられます。

一方、「そもそも遺言書が存在しない」ということも少なくありません。

この場合、法律で定められた**法定相続分**に従って相続することになりますが、相続人全員で話し合い（遺産分割協議）を行い、合意が必要です。遺言書がない場合、相続人間の意見が分かれ、時間や労力、場合によっては感情的な対立が生まれるリスクがあります。

だからこそ、もし親御さんが元気なうちなら、**「遺言書を残す」**という選択肢を考え、てもらうのもひとつの方法です。

最近では、自筆証書遺言の作成をサポートする専門家や、法務局保管制度の手続きを支援するサービスもあります。

「遺言書はまだ書かない」と思っている親世代も多いですが、相続する側から「どんなふう
に考えているの？」と問いかけ、対話を始めることが、安心の第一歩です。

遺言書があるか、ないか、だけでなく、

「どこに、どんな内容で、どのように保管されているのか」

ここまで見えていることで、相続後の不安やトラブルは大きく減らせます。

今のうちに、確認や準備の一步を踏み出してみましょう。

⑦ 金融資産がどこにどれだけあるか把握できていない

「親の財産って、いったいどこにどれだけあるんだろう？」

相続を考え始めると、ふとこんな疑問がわいてきます。

「銀行の通帳はこの家にあるけれど、ネット銀行も使っていたのかな？」

「証券口座はどこ？保険は入っている？」

いざ相続が始まると、こうした“見えない財産”を把握する作業に、想像以上の時間と手間がかかります。

今の時代、1人が複数の金融機関に口座を持っているのは珍しくありません。

- ・ 地元の地方銀行
- ・ 大手都市銀行
- ・ ネット銀行
- ・ 証券会社の口座
- ・ 生保・損保会社の契約

このように、バラバラに資産が分散しているケースが増えています。

「親がどの銀行を使っていたか分からない」「証券口座の有無が分からない」という状況に直面し、**相続人が一から“名寄せ作業”をしなければならないことも多いのです。**

この“名寄せ作業”とは、どこに何の資産があるのか、金融機関ごとに問い合わせたり、郵便物や通帳、カードなどの手がかりから情報を集める作業を指します。

しかし、郵便物が捨てられていたり、通帳やカードが見つからない場合、探し出すのは簡単

ではありません。

相続開始後に「見つからない」「分からない」と慌てないためには、**元気なうちに“財産の棚卸し”**をしてもらうことが大切です。

では、どのように財産を整理すればいいのでしょうか。

まずおすすめなのが、**「財産目録」を作成すること**です。

財産目録とは、どの金融機関にいくら預けているのか、どの証券会社にどの銘柄を持っているのか、保険契約の有無や内容、不動産の情報、借入金などを一覧にしたものです。

形式は難しく考える必要はありません。

ノートやエクセル、紙のシートに手書きでも構いません。

大切なのは、「どこに」「何があるか」を**“家族が見える形”**で残しておくことです。

最近では、**財産目録用のテンプレート**や、相続専門家が用意した**「財産整理シート」**を活用するのも便利です。

一度に完璧を目指さなくても、**わかる範囲から少しずつ書き出していく**ことが大切です。

また、家族会議などで「今どんな資産があるの？」と親に自然に問いかけ、会話を通じて情報を引き出すこともポイントです。

さらに、預貯金や有価証券だけでなく、**デジタル資産**（ネット銀行・ネット証券・暗号資産など）や、定期積立型の投資信託、外貨預金なども忘れがちです。

通帳がないネット口座は特に見つけづらいため、**ID やパスワードの管理リスト**も併せて確

認しておくとう安心です。

「財産がどこにどれだけあるのか見えない」という不安は、いざというとき大きな負担になります。

でも、事前に情報を整理しておくことで、相続人の負担を大きく減らし、手続きをスムーズに進めることができます。

今できる小さな一歩として、「わが家の財産目録づくり」を始めてみませんか？

わからないところは専門家に相談しながら、少しずつ情報を集めていくことで、“見える化”が進み、不安も小さくなっていきます。

⑧ 相続手続きの期限に間に合わないかもしれない

「相続の手続きって、いつまでに何をやればいいの？」

相続の相談を受けていると、必ずと言っていいほど出てくるのが“期限”に関する不安です。

相続にはいくつかの重要な期限があり、それぞれを守らないとペナルティや不利益を被ることがあります。

でも、相続に慣れている人なんてほとんどいません。専門家でない限り、「3 か月」「4 か月」

「10 か月」という“謎ワード”が何を意味するのか、ぱっと分かる人は少ないでしょう。

この「3 か月・4 か月・10 か月」は、相続手続きにおける**重要な締め切り**を指します。

まず「**3 か月**」。

これは、**相続を“する”か“しない”かを決める期限**です。

人が亡くなると、原則としてその財産や負債を相続する権利が発生します。

しかし、もしも「借金のほうが多い」「負債を引き継ぎたくない」という場合には、相続放棄や限定承認という方法を取らなければなりません。

この意思表示には、**相続開始を知った日から 3 か月以内に家庭裁判所で申述する必要がある**のです。

この期限を過ぎると、自動的に“単純承認”（すべての財産・負債を相続する）とみなされるため注意が必要です。

次に「**4 か月**」。

これは、**被相続人の準確定申告の提出期限**です。

被相続人（亡くなった方）が生前に収入を得ていた場合、その年の 1 月 1 日から死亡日までの所得について、相続人が代わりに所得税の申告を行う必要があります。

この申告と納税は、**死亡を知った日の翌日から 4 か月以内**が期限です。

たとえば不動産の賃貸収入や事業収入があった方は要注意です。

そして「**10 か月**」。

これは、**相続税の申告と納付の期限**です。

相続税の申告が必要な場合（基礎控除額を超える財産がある場合）、**相続開始を知った日の**

翌日から 10 か月以内に、税務署に申告と納税を行わなければなりません。

この期限を過ぎると、延滞税や加算税といったペナルティが課せられる可能性があります。

このように、相続にはいくつもの「期限」がありますが、**誰も教えてくれないまま時間だけが過ぎていくことが多いのが現実**です。

葬儀が終わり、役所手続きが一段落して「そろそろ相続のことを考えなきゃ」と思ったとき、

すでに 3 か月や 4 か月が経っていた——そんな声も少なくありません。

だからこそ、相続が始まったら「やること」と「期限」を**タイムラインで“見える化”**
することが大切です。

市販の相続手続きチェックリストや、専門家が提供するスケジュール表を活用し、今どこまで進んでいるのか、次に何をしなければならないのかを整理しましょう。

「間に合わないかも」という不安は、“いつまでに何を”が見えると自然に和らぎます。

必要に応じて専門家に相談しながら、早め早めに動くことが安心への近道です。

相続は「期限を意識すること」から始めていきましょう。

⑨ 名義変更や登記のミスで後からトラブルになるのでは

「名義変更って、具体的に何をどうすればいいの？」

相続手続きの中でも、特に不動産の**名義変更（相続登記）**は“わかりづらい手続き”のひとつです。

「書類を出せばすぐ終わるでしょ？」と思われがちですが、実際には必要書類が多く、相続人全員の合意が必要で、内容に不備があれば差し戻されることもあります。

さらに最近では、**2024 年 4 月から「相続登記の義務化」**が始まり、相続登記をしないまま放置しておくと、罰則（過料）を科される可能性も出てきました。

つまり、「あとでやればいい」と放置していた問題が、“やらないといけなかった”に変わったのです。

相続登記を怠ると、他にも困ることがあります。

たとえば、将来その不動産を売却しようとしたとき、名義が故人のままだと売れません。

売るには登記を相続人名義に変える必要があり、相続人全員の協力が不可欠です。

もしも相続人の一人が亡くなっていたり、連絡が取れなくなっていたりすると、さらに手続きが複雑化し、余計な費用や時間がかかることも…。

さらに、不動産の名義が宙ぶらりんのまま時間が経つと、相続人同士で「誰の持ち分なのか」

「誰が管理するのか」をめぐるトラブルも生じやすくなります。

「名義が父のままになっている土地、兄が勝手に貸し始めた！」

「弟が勝手に売る話を進めていた！」

このような“管理・利用をめぐる争い”が実際に起こっています。

では、相続登記でミスやトラブルを防ぐために、どうすればいいのでしょうか？

まず大切なのは、**「専門家（司法書士）に早めに相談する」**ことです。

相続登記は法的な要件や書類の正確性が求められる手続きです。

「戸籍謄本をどこまで遡って集めるのか」「遺産分割協議書に必要な記載内容」「印鑑証明書

の有効期限」など、専門的な知識が必要な場面が多いです。

自分たちで頑張ろうとしても、役所や法務局とのやり取りに追われ、結果的に時間も労力も

かかってしまうことが少なくありません。

専門家に依頼すれば、必要書類の確認や手続きの進行管理、法務局とのやり取りまで一括で

対応してもらえます。

「名義変更に必要な流れがわからない」「書類を集める時間がない」「家族間で話がまとまら

ない」——こんな悩みも含めて相談できるのが、司法書士の強みです。

さらに、登記だけでなく、「**名義変更全般**」に目を向けることも大切です。

不動産だけでなく、銀行口座、証券口座、生命保険、車、公共料金の契約なども名義変更が

必要です。

名義が故人のまま残っていると、相続人の手続きが増え、二次相続のときにさらに混乱するリスクもあります。

不動産の登記、名義変更、金融機関の手続き――

相続の「名義変更」は、一度で完了するものではなく、**複数の手続きを順序立てて進める必要がある**ものです。

「忘れないため」「後から困らないため」に、**名義変更チェックリスト**を用意して、1 つずつ確実に手続きを済ませていきましょう。

名義変更は、“先延ばし”にするほど大変になる手続きです。

後から家族が困らないように、ぜひ早めに一步を踏み出してください。

⑩ 自分の老後資金に影響しないか

「親の相続のことを考えると、なんだか自分の老後資金が心配になる…」

そんな声をよく耳にします。

親の財産管理や相続の手続きを手伝っていると、「親の財産を守らなきゃ」「自分が何とかしなきゃ」という気持ちが強くなりがちです。

でも、気づかないうちに自分の貯金を使ってしまうたり、自分の生活費を削ったりして、“親

のため”に無理をしてしまう人も少なくありません。

ここで一度立ち止まって考えてほしいのは、「**相続は親の財産であり、相続人が自分のお金を出す義務はない**」ということです。

もちろん、親の介護費用や入院費用、施設入居費など、家族として支えたい気持ちは大切です。

でも、自分の老後資金を削ってまで無理をすることは、本当に必要なのでしょうか？

相続の場面では、「親の家を残したい」「土地を守りたい」という思いから、自分がローンを組んで代償金を払ったり、相続税の納税資金を自分のお金で補ったりするケースがあります。

しかし、**自分の老後資金を切り崩すことが、将来の生活に影響を及ぼすリスクがある**ことを忘れてはいけません。

日本では、年金や退職金だけでは老後の生活費が不足する可能性が指摘されています。

「老後 2000 万円問題」が話題になったように、長寿社会では**“自分の生活資金”をしつかり確保しておくことが何よりも大切**です。

親の財産を守ろうとするあまり、自分の生活設計が崩れてしまっは本末転倒です。

では、どうすれば「親の相続」と「自分の老後資金」のバランスを保てるのでしょうか。

まずは、自分の老後資金について**「ライフプランシミュレーション」を行うこと**をおすすめします。

今の収入、支出、退職年齢、年金見込額、貯蓄額をもとに、将来の収支を試算してみましょう。

「このペースで貯めたら 90 歳まで安心」

「年金だけでは足りないから、あといくら必要」

こうした“数字で見える将来”がわかると、相続に関しても冷静に判断がしやすくなります。

次に、「親の財産をすべて自分で背負う」発想ではなく、「**親の財産の範囲で対応する**」という意識を持つことが大切です。

もし相続税の納税や不動産の維持費などが不安であれば、

- ・ 親の生前に不動産を売却する
- ・ 生命保険で納税資金を準備してもらう
- ・ 遺言書で分割方法を明確にもらう

といった“生前の準備”を親と一緒に考えておくのも一つの方法です。

「親の相続を守る」ことと「自分の生活を守る」こと。

この2つは、どちらも大切にしているのです。

相続は感情的な面が強く、「自分がなんとかしなきゃ」と抱え込みやすいですが、**無理をしない“線引き”**を意識することが、あなた自身の人生を守る第一歩になります。

相続を“期待しない設計”で、自分の老後資金をしっかり守りつつ、親の相続についても無理のない関わり方を。

未来の自分が安心できるために、今できる準備から始めてみましょう。